

郡山市認可保育施設入所申込みに関する確認票

郡山市認可保育施設入所申込みについて、次の内容を確認のうえ、□にチェックを入れ、保護者氏名を記入し、申込み時に必要書類とともに提出してください。

- 保育施設を利用できる期間は、保育を必要とする理由により異なります。
例1：求職中の場合は3か月間となり、期間満了月の15日までに就労証明書等を提出できない場合「退所」となります。
例2：妊娠・出産理由での入所の場合は出産予定日の2か月前から出産後2か月までの利用期間となり、それ以降の期間の延長はできません。
- 保育施設により保育時間（保育標準時間・保育短時間）や延長保育の実施の有無、入所対象年齢が異なります。通勤時間やお子さんの年齢に合うように保育施設を希望してください。なお、満年齢は生まれた日の前日にむかえるものとして扱われます。
例：4月2日生まれは4月1日で満1歳→4月1日入所申請時に入所年齢1歳施設へ申込み：可
4月3日生まれは4月2日で満1歳→4月1日入所申請時に入所年齢1歳施設へ申込み：不可
- お子さんの適切な保育を実施するため、郡山市と入所を希望する保育施設等関係機関との間で、申請書類や面接票等の内容を共有します。
- 保育料はお子さんの年齢と父母の市町村民税の所得割額により決定します（父母の収入状況により、同居の祖父母等も合算して決定する場合があります。）。お子さんの年齢は、4月1日時点の年齢を適用し、年度途中で誕生日が来ても変わりません。
- 保育料決定に必要な書類が未提出又は不備がある場合、保育料が最高額で「(仮)決定」となります。
- 書類の未提出や不備があった場合には入所選考の優先度に影響が出ますので、必要書類は受付期間内に必ず提出してください。また、必要書類の日付は入所希望日から4か月以内のものが有効です（ただし4月1日付け入所は申請書類の配布開始日以降の日付のものを有効とします。）。
- 同居家族の状況には、お子さんと同居している方全員を記入してください。住民票で世帯分離をしても同一家屋に居住している場合は、同居として扱います。
- 保育施設等利用申請書の希望施設欄に記入した保育施設すべてに入所する意旨があるものとします（第1希望の保育施設を利用できるとは限りません）。入所が決定した保育施設への入所を辞退した場合、同年度内の再申込み時は入所選考の優先度が下がります。
- 申込み締切日以降の転所希望の取下げは選考に反映できません。また、転所が決定となった場合、転所を辞退しても転所前の施設を継続して利用することはできず退所となりますのでご注意ください。
- 申込みの後、申込み内容に変更が生じた場合は、速やかに保育課まで変更内容をご連絡ください。変更内容によっては、書類の追加提出が必要となります。
例：住所や連絡先の変更、就労先や勤務時間の変更、育児休業の取得期間の変更、保育状況の変更、希望保育施設の変更、世帯状況の変更（婚姻、離婚、祖父母等との同居、別居など）、空き待ちのキャンセル など
- 育児休業取得者は、入所翌月の15日までに職場復帰することが入所の条件です。
- 転入予定での入所申込みは、入所日の前日までに郡山市へ住民登録されていることが入所の条件です。
- 入所申込みをしていない月や、空き待ち希望をしなかった月に関する保留証明書類は発行できません。
- 翌年度（4月以降）の入所申込みは別途書類の提出が必要です。
- 本確認票以外に「郡山市認可保育施設入所案内」の内容もご確認ください。

上記すべての事項を了承し、保育施設の入所申込みを行います。

令和 年 月 日

保護者氏名

